

分野	個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ
省庁名	総務省
<p>「中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告」分野におけるオンライン利用率引上げの基本計画について、以下の点を御検討、御説明願います。またそれぞれの論点の回答に記載いただいた今後の取組については、基本計画の内容にも反映いただくよう（修正した基本計画をあわせて提示）お願いいたします。</p>	
<p><b>【論点①】</b></p> <p>オンライン申請手続きの運用においては、「窓口担当者と直接相談し、補正指導等行いながら申請手続を進める」方法を抜本的に改め、既に提出した情報のプレプリント、エラー表示機能や論理チェック機能の整備など、デジタル技術を活用した対応に加え、窓口相談の代替手段（チャットボットやコールセンターの充実など）も必要と考える。窓口訪問者の減少に資する取組として現在実施しているもの、今後実施予定のものについて御説明いただきたい。</p>	
<p><b>【回答①】</b></p> <p>地方法人二税に係る手続について、地方団体の窓口や銀行窓口にお越しいただくことなく、事務所等で手続を完結できるよう環境を整備していくことは重要と考えています。</p> <p>こうした観点から、eLTAXにおいては、法人名、所在地などの項目の自動入力、税額等の自動計算などの申告書作成支援機能を提供しています。</p> <p>また、eLTAXの利用方法に関する問合せについては、よくある質問に対する回答をeLTAXホームページ上で公表しているほか、電話相談で対応しているところです。今後は、FAQの充実・改良を実施する予定であり、新規利用者層に対して使いやすくわかりやすいサービスを実現するよう、取組を行っています。</p> <p>これらのサービスについては、利用者の意見も聴きつつ、不断の改善に努めていきたいと考えています。</p>	

## 【論点②】

基本計画には、「現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率 100%を目標とする」とあるが、中小法人の義務化（利用率 100%にすること）に当たっては相当の周知期間を要することを踏まえると、電子申告義務化については早期に検討を開始することが求められる。そうした観点から、

### 【②－１】

先行的に実施されている大法人の義務化について検証（大法人からの評価や、義務化施行後の課題など）を速やかに行う必要があると考えるがいかがか。また現時点で既に把握している課題等はあるか。

### 【②－２】

義務化の対象範囲拡大に関して、検討スケジュール（現状の調査や環境整備、それらを踏まえた検討、結論時期を含む）について、御説明いただきたい。

### 【回答②－１】

大法人の電子申告義務化は、国税と同様、令和２年４月以降に開始する事業年度から適用となります。中間申告等は既に申告が開始されていますが、現時点において把握している課題はありません。今後、義務化対象法人等の意見も聴きつつ、国税庁と連携し、更なる利便性の向上を検討するなど適切に対応していきたいと考えています。

### 【回答②－２】

電子申告の義務化は、電子申告率 100%を達成するための簡明な方策であるものの、その実現にあたっては、対象納税者の I C T 環境等の実態や納税者利便への影響に留意する必要があると考えています。

申告手続の電子申告率は既に高い水準となっているところ、まずは基本計画に掲げた目標・取組みを進めつつ、その進捗状況や電子申告していない法人の実情、既に義務化されている大法人における課題の検証状況等を踏まえながら、義務化を含めた電子申告率の向上に向けた効果的な方策の検討を行っていきます。

### 【論点③】

基本計画のアクションプランには、利便性向上策の広報、周知等しか記載がないが、

#### 【③－１】

運用時間、申告後の電子納税・ダイレクト納付に至るまでの手順、電子委任状の取扱有無などにおいて、e-Taxよりも利便性が劣っているとの声がある。オンライン利用率を引き上げる上では、e-Tax との一貫性が重要であり、同等の利便性を実現することが必要と考えるが、検討状況を具体的に御説明いただきたい。同等の利便性を実現できない部分があれば、理由とともに御説明いただきたい。

#### 【③－２】

利便性向上策の検討にあたり、納税者のニーズ等分析をどのように行ったのか。具体的に御説明をお願いしたい。

#### 【③－３】

UI－UXについては、民間企業や、各府省のシステムにおける優良事例、あるいは失敗事例も参考にして、不断の改善を図っていくことが必要である。民間や各府省の最新の取組や先行するシステムの事例等は参考にしているのか。

#### 【③－４】

民間並みのUI－UXを実現する観点からは、民間におけるユーザーテストを参考にすべきと考える。例えば、利用者目線で使い勝手を改善するためには、実際に標準的利用者がシステムを使っているところを横で観察し、どこで手が止まってしまいか（わかりにくい）など、ボトルネックを分析する取組を行うべきと考えるが、いかがか

#### 【③－５】

利便性向上の観点からは、システムごとのIDパスワードの乱立を避けることが重要。昨年のWG（第5回デジタルガバメントWG（令和2年1月27日）においては、「利用者ID（便宜上事務所ごとに別々のIDを発行可能としている）とGビズIDとの紐づけについて、関係省庁と協議中」と報告い

ただいたが、その後の進捗状況について御説明いただきたい。

【③－６】

申告や納税手続における民間サービスの利用環境の整備のため、API を活用するベンダー等の意見も踏まえつつ、使い勝手の良い API の公開が求められる。こうした観点から、具体的にどのような取組を行っているか。また、API の公開においても、国税との連携（仕様の共通化等）が必要と考えるが、考慮されているか。

【③－７】

利便性の向上を図る上で、国税・地方税の連携は重要。徹底したワンスオンリーの実現に向けた今後の取組について、具体的に説明されたい。

※ 事業者からは、「国税の申告内容が県税等と共有できるようにしてほしい。県税事務所等が、国税局に提出済の別表等のコピーを求めなくなれば助かる」といった意見がある。

### 【回答③－１】

eLTAX の運用時間については、順次拡大を行っており、令和元年９月の eLTAX システム更改後は、e-Tax と同様、毎月の最終土日及び所得税の確定申告期である 1 月中旬から 3 月中旬は土日祝日を含めて全ての日で稼働しています（このうち、令和 2 年 1 月からは、地方税の申告件数の多い期間は、24 時間運用）。平日の 24 時間運用等については、利用者の御要望や費用対効果等にも留意しながら、引き続き検討してまいります。

また、eLTAX における電子委任状の取扱については、令和 3 年 3 月から開始することとしています。

今後も、利用者の御要望を踏まえ、eLTAX の操作性の向上に努めてまいります。

### 【回答③－２】

地方税共同機構においては、日頃より eLTAX ヘルプデスクに多く寄せられる電話やメールによる問合せから、利用者の利便性向上に資する意見を収集・分析し、eLTAX の機能改善に活かしているところです。また、eLTAX を利用する方については、利用満足度に係るアンケートの協力をお願いしており、直近では、令和 2 年 9 月～10 月にアンケートを行ったところです。

総務省としても、eLTAX の主たる利用者である税理士の皆様とは、日本税理士会連合会を通じ、定期的に意見交換を実施しており、eLTAX に係るご要望を踏まえながら、使い勝手の良いシステムとなるよう、システムの運営主体である地方税共同機構と連携しつつ、改修を行っています。

### 【回答③－３】

UI－UX について、民間企業の事例等を参考にして不断の改善を図っていくことは重要と考えています。そうした改善を継続した結果、地方税の申告手続に関するオンライン利用率は高い水準となっています。

例えば、民間のサービスを参考にしつつ、地方税の電子申告ソフト(PCdesk)について、令和元年 10 月に全面的にリニューアルを行っています。また、毎年の機能改善により、更なる使い勝手の向上を図っています。

引き続き、最新の技術動向や、それを踏まえた民間企業の優良事例等を参考にしながら、サービスの改善に努めていきたいと考えています。

#### 【回答③－４】

利用者目線で使い勝手の改善を継続していくことは重要と考えています。

地方法人二税の申告については、民間ベンダーが開発した会計ソフト等により申告データを作成し、そのデータを eLTAX で送信するという事務フローが一般的です。標準的な利用者としては税理士が想定されますが、オンライン利用率の更なる向上を目指す上では、むしろ eLTAX を利用していない方の実態を把握する必要があると考えています。総務省及び地方税共同機構は、民間ベンダーや税理士と定期的に意見交換を行っておりますので、そうした場を活用しつつ、eLTAX を利用しない理由の分析等に努め、その上で対応策を検討していきたいと考えています。

#### 【回答③－５】

GビズIDの利用については、国税と同様の課題があると認識していません。

GビズIDの普及状況や紐付けのためのシステム改修に係る投資対効果、他の利便性向上策との優先順位等を総合的に勘案しながら、国税庁と連携し、検討を行っていきたいと考えています。

#### 【回答③－６】

地方法人二税の申告については、民間ベンダーが開発した会計ソフト等により申告データを作成し、そのデータを eLTAX で送信するという事務フローが一般的です。その前提として eLTAX の仕様を公開しています。この仕様を参照すれば、例えば、国税である法人税の申告データを地方税である法人事業税等の申告データにインポートする機能を会計ソフト等に取り込むことが可能であり、実際、民間ベンダーではそのような工夫が行われていると承知しています。

国と地方の申請受付システム等の一元化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和２年１２月２５日閣議決定）の別添１「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」において、以下のような考え方が示されており、今後デジタル庁を中心に検討が行われるものと承知しています。国税（e-Tax）と地方税（eLTAX）の仕様の共通化等についても、こうした政府全体の方針も踏まえ、どのような対応が可能か、国税庁とも協力しつつ検討していきたいと考えています。

(参考)「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)  
別添1

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて  
(国・地方デジタル化指針)」(抜粋)

国においては、電子政府の総合窓口としてのe-Gov、国民一人ひとりのポータルサイトとしてのマイナポータルその他各種の申請受付システムがある。また、地方公共団体も、自ら各種の申請受付システムを整備・運用している。さらに、オープンデータを提供するAPIや、マイナポータルやe-Gov、GビズID等の各種APIを、それぞれ開発・提供している。利用者としての国民及び民間事業者が使いやすいといった視点から、また、国・地方を通じて重複投資を避けるといった視点から、検討・整理を行うことが必要である。

### 【回答③-7】

国税・地方税の連携により、徹底したワンスオンリーの実現に向けて取り組んでいくことは重要と考えています。

そうした観点から、例えば、税務署に提出された所得税申告書のデータを地方税当局に転送することにより、地方税当局に改めて申告書を提出しなくてもよい仕組みとなっています。また、令和2年4月以後に終了する事業年度の法人税申告から、e-Taxにより提出された財務諸表を地方税当局にデータで情報連携する仕組みを整備しました(この場合、地方税当局に対する財務諸表の提出は不要)。このほか、必要に応じ、国税当局及び地方税当局が相互に保有する書類を閲覧するという形式により、一定のワンスオンリー化が図られています。

国税当局及び地方税当局は、社会保険当局や民間ベンダーも含めて、定期的(年2回)に意見交換を行っています。そうした意見交換の場等を活用しつつ、まずは地方税当局及び国税当局がそれぞれ必要とする情報や現行の業務プロセスなどの実態を把握した上、事業者負担の軽減や投資対効果などの観点も踏まえながら、情報連携の拡大について検討していきたいと考えています。

**【論点④】**

利用者目線での第三者チェックについて、「利用者向けのアンケートや意見交換を行い」とあるが、アンケート、意見交換を行う対象者はどのように選定する予定か。

**【回答④】**

【回答③－２】の通り、地方税共同機構においては、日頃より eLTAX ヘルプデスクに多く寄せられる電話やメールによる問合せから、利用者の利便性向上に資する意見を収集・分析し、eLTAX の機能改善に活かしているところです。

また、eLTAX を利用する方については、利用満足度に係るアンケートの協力をお願いしています。さらに、民間ベンダーとの意見交換等を通じ、一部の方が eLTAX を利用していない理由の分析等にも努めていきたいと考えています

**【論点⑤】**

「論点（別紙）」は、基本計画を見た経済団体から提出された利用者等の現状認識および意見である。課題分析のための貴重な検討材料と考えるが、利用者から現にこのような意見等があることを踏まえ、基本計画を見直す方針をお示しく下さい。（今回全ての要望について、同じ濃度で対応方針を回答いただく必要はございませんが、利用者から現にこうした意見があることを踏まえ、今後の対応を御検討ください。）

**【回答⑤】**

「論点（別紙）」に記載された御意見等については、eLTAX の更なる利便性の向上等のため貴重な検討材料と考えています。個々の御意見について、システム改修に必要となる投資額やその効果等を見極めながら、優先度の高いものから順次実施したいと考えています。基本計画についても、それらの検討状況を踏まえ、随時見直しを行っていく方針です。